

令和2年5月6日

保護者の皆様

品川区教育委員会  
品川区立台場小学校  
校長 木村 巳典

## 令和2年度学校保健に関するお知らせ

品川区では、お子様が健康で安全に学校生活を送ることができるよう、学校保健安全法に基づき定期健康診断を実施しています。ご家庭でも、お子様の発育や健康状態を知り正しい生活習慣をつけさせていただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 健康診断

学校保健安全法において規定された身体計測、内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科などの定期健康診断については、原則6月30日までに実施することとされておりますが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により期日までの実施が難しいことから、文部科学省より年度末日まで期日とする旨通知がありました。学校医、学校歯科医と適切な実施時期や感染症対策を協議の上、実施体制が整い次第、可能な限りすみやかに実施いたしますが、お子様の健康観察により一層ご注意ください、気になる症状がある場合には定期健康診断をお待ちになることなく、お早目に医療機関をご受診いただきますようお願いいたします。実施時期については、決定し次第「保健だより」などでお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、学校においては以下の点に留意し、健康診断を実施いたしますが、ご家庭においてもお子様の健康管理を徹底いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- (1) 児童生徒や教職員等の健康観察に注意する。
- (2) 定期健康診断会場の換気をじゅうぶんに行う。
- (3) 一度に多数の児童生徒を会場に入れないようにする。
- (4) 使用する器具の滅菌を徹底する。
- (5) 従事する教職員等はマスクを着用する。

| その他検診   | 検査内容      | 対象者    |   |   |   |   |     |   |   |   | 備考                          |
|---------|-----------|--------|---|---|---|---|-----|---|---|---|-----------------------------|
|         |           | 小学校    |   |   |   |   | 中学校 |   |   |   |                             |
|         |           | 義務教育学校 |   |   |   |   |     |   |   |   |                             |
|         |           | 1      | 2 | 3 | 4 | 5 | 6   | 7 | 8 | 9 |                             |
| 心臓検診    | 心音心電図     | ○      |   |   |   |   |     | ○ |   |   | 他学年は心臓検診調査、内科検診の結果、必要な際に実施  |
| 腎臓検診(尿) | 蛋白・糖・潜血   | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | ○   | ○ | ○ | ○ | 三次検査は血液検査を実施                |
| 結核検診    | 問診調査・校医診察 | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | ○   | ○ | ○ | ○ | X線直接撮影等は問診票・定期健診の結果、必要な際に実施 |
|         | X線直接撮影等   | △      | △ | △ | △ | △ | △   | △ | △ | △ |                             |
| 脊柱側弯症検診 | モアレ検査等    |        |   |   |   | ○ |     | ○ |   |   |                             |

※診断の結果、疾病や異常が発見されましたら「結果のお知らせ」をお渡ししますので、早めに専門医の診断を受け、治療が済みましたら学校に提出してください。

なお、「健康診断結果のお知らせ」等医師の記入が必要な書類では、保護者の皆様に費用負担が生じることがあります。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

※第一次検査で異常のない場合は、結果はお知らせいたしません。

## 2 結核検診

結核検診は全学年を対象に「問診調査」を参考にしながら学校医が診察を行います。  
必要な場合は、X線直接撮影などを行います。

## 3 学校感染症・出席停止

- ・お子さまが下記に例示した感染症にかかった場合、他の児童・生徒への感染を防ぐために出席停止となります。出席停止は欠席にはなりません。
- ・都内において感染状況が拡大している新型コロナウイルスについて、お子様の感染が判明した場合は治癒するまで、感染者の濃厚接触者に特定された場合には濃厚接触をした日から起算して2週間、出席停止となります。また、お子様に発熱等の風邪の症状がみられる場合にも、ご自宅で休養していただくようお願いいたします。

【感染症名 例】 ※学校保健安全法施行規則第18条より

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹（三日はしか）・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・その他の感染症

《その他の感染症例：手足口病、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症・伝染性紅斑・感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）・ヘルパンギーナなど》

（注）「その他の感染症」は、発生状況や流行の態様等を考慮し、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が緊急的に出席停止の措置をとるものであり、必ず出席停止になるとは限りません。

## 4 日本スポーツ振興センター

学校管理下で発生したけがに対して、保険診療で医療費総額が500点(5,000円)以上（自己負担割合3割の場合で、自己負担額1,500円以上）の場合、日本スポーツ振興センターより医療費総額の4割が支給されます。治療を受ける時は、学校へ連絡してください。

また、「子ども医療証」は使用しないようお願いいたします。

## 5 その他

就学援助を受けているお子さまが健康診断（臨時）の結果等により、下記の疾病と診断された場合、医療券（無料）で治療が受けられます。治療を受ける前に学務課学事係(5742-6828)又は学校へご相談ください。なお、医療券は発行までに日数がかかりますので、余裕を持って申請してください。・むし歯・トラコーマ及び結膜炎・中耳炎・慢性副鼻腔炎及びアデノイド・疥癬、白癬及び膿痂疹・寄生虫病（虫卵保有も含む）

【問い合わせ先】 副校長 福田 英史  
電話 3471-3397